

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

三重厚生年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月7日から同年12月21日まで
昭和39年3月にA社B営業所に入社し、41年10月から本社勤務となったが、異動してから2か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社で継続して勤務し（昭和41年10月7日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所提出の人事記録に記載された基本給及び申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得時の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

私はA社に勤務し、本社からB工場へ転勤したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人と同様にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和38年10月1日に同社B工場において資格を取得している者が多数確認でき、申立期間に同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 7 日
平成 17 年 7 月に賞与が支給されているのに、年金記録に反映されていない。申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金通帳の写しから、申立人は、平成 17 年 7 月 7 日に、A 社（B 組合から業務を受託）から 9 万円を振り込まれていることが確認できる。しかしながら、申立人は賞与明細書を所持しておらず、同社の破産管財人も貸金台帳等の資料を保管してしないことから、厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A 社の元経理事務担当者は、「B 組合の正社員から転籍した者に関しては、同組合が貸金の下がった分を補償するという形で賞与も委託料に上乘せされていたため支給していたが、パートについては、そのような取扱いはしていなかった。パートには、一時金として賞与は支給されていたかもしれないが、手取り額が低くなるということで、保険料は控除していなかった可能性がある。」と供述している。

さらに、申立人が居住する C 町提出の給与支払報告書（個人別明細書）から確認できる社会保険料額は、被保険者期間の標準報酬月額から算出される社会保険控除額より低額であることから、申立期間に係る賞与から、厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 7 日
平成 17 年 7 月に賞与が支給されているのに、年金記録に反映されていない。申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金通帳の写しから、申立人は、平成 17 年 7 月 7 日に、A 社（B 組合から業務を受託）から 4 万 5,000 円を振り込まれていることが確認できる。しかしながら、申立人は賞与明細書を所持しておらず、同社の破産管財人も賃金台帳等の資料を保管していないことから、厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A 社の元上司は、「賞与明細書を確認したところ、申立期間の厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している上、同社の元経理事務担当者は、「B 組合の正社員から転籍した者に関しては、同組合が賃金の下がった分を補償するという形で賞与も委託料に上乘せされていたため支給していたが、パートについては、そのような取扱いはしていなかった。パートには、一時金として賞与は支給されていたかもしれないが、手取り額が低くなるということで、保険料は控除していなかった可能性がある。」と供述している。

さらに、申立人が居住する C 市提出の給与支払報告書（個人別明細書）から確認できる社会保険料額は、被保険者期間の標準報酬月額から算出される社会保険控除額より低額であることから、申立期間に係る賞与から、厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。